

新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
 （令和7年第3週：令和7年1月13日から令和7年1月19日まで）

◎新潟県感染症情報は「速報版」であり、前週公表した数値と異なる場合があります。

●今週の
トピック

◆県内全域にインフルエンザの警報を発令しています

～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～（別紙1参照）

- 県内では定点当たりの報告数が全県で22.72と前週の35.36に比べ減少しました。
- 引き続き基本的な感染対策をお願いします。
 - ・うがいや手洗いの励行や咳エチケットを心掛けましょう。
 - ・発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。
 - ・やむを得ず外出される場合にはマスクを着用しましょう。
- 終息基準（定点当たり報告数10）を下回るまで警報を継続します。

◆新型コロナウイルス感染症に注意しましょう。（別紙2参照）

- 県内では定点当たりの報告数が全県で6.17と前週の9.29に比べ減少しました。
- 高齢者や基礎疾患のある方では、感染による重症化リスクが高いことが分かっています。
- 現在、個人の重症化予防を目的とした高齢者等への定期接種が実施されています。
- お手元に接種券がなくてもワクチン接種は可能です。定期接種等ワクチン接種を検討されている方は、お近くの医療機関やお住まいの自治体にお問い合わせください。

◆マイコプラズマ肺炎に注意しましょう。（別紙3参照）

- 県内では定点当たりの報告数が全県で 1.31 と前週の 1.38 に比べ減少しました。
 （参考：2週前 1.23、3週前 1.54）

◆梅毒の届出がありました。（別紙4参照）

- 性交渉により感染します。性交渉の際にはコンドームを使用しましょう。

●定点報告

全県に警報を発令している疾病：インフルエンザ（警報基準30、終息基準10）
 国の示す警報基準以上となった管内のある疾病：
 ○インフルエンザ（警報基準30）：佐渡、上越
 ○A群溶血性レンサ球菌咽頭炎（警報基準8）：三条
 ○伝染性紅斑（警報基準2）：上越
 ○急性出血性結膜炎（警報基準1）：三条

●全数報告

1類感染症

届出なし

2類感染症

結核	2件	新潟市保健所管内	患者	50歳代男性
		長岡保健所管内	患者	90歳代女性

3類感染症

届出なし

4類感染症

レジオネラ症	2件	新潟市保健所管内	患者	80歳代女性
		魚沼保健所管内	患者	70歳代女性

5類感染症

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	1件	新潟市保健所管内	患者	80歳代男性
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3件	新潟市保健所管内	患者	90歳代女性

		新潟市保健所管内	患者	80歳代男性
		新潟市保健所管内	患者	70歳代女性
侵襲性肺炎球菌感染症	3件	三条保健所管内	患者	80歳代男性
		村上保健所管内	患者	70歳代男性
		上越保健所管内	患者	60歳代女性
梅毒	2件	長岡保健所管内	患者	40歳代男性
		長岡保健所管内	患者	20歳代男性
百日咳	5件	新潟市保健所管内	患者	40歳代女性
		新潟市保健所管内	患者	10歳代男性
		新潟市保健所管内	患者	30歳代女性
		新津保健所管内	患者	10歳未満女性
		新津保健所管内	患者	10歳未満女性

次回は令和7年1月30日（木）発行予定です。

福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班
電話 025-256-8748(内線 2769)

5類感染症定点把握対象疾患(週報届出分)地域振興局等管内別報告数

令和7年第3週:1月13日から1月19日まで

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
インフルエンザ	実数	1954	398	139	26	187	317	33	54	72	117	76	85	94	356
	定点当	22.72	16.58	19.86	8.67	23.38	24.38	11.00	18.00	24.00	23.40	25.33	28.33	31.33	44.50
新型コロナウイルス感染症	実数	531	122	65	14	30	65	16	64	37	21	10	6	46	35
	定点当	6.17	5.08	9.29	4.67	3.75	5.00	5.33	21.33	12.33	4.20	3.33	2.00	15.33	4.38
RSウイルス感染症	実数	17	4	2			2				1			5	3
	定点当	0.31	0.25	0.50			0.25				0.33			2.50	0.60
咽頭結膜熱	実数	16	2	6		3	2						2	1	
	定点当	0.29	0.13	1.50		0.60	0.25						1.00	0.50	
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	185	25	10	2	58	34	2		3	4		11	5	31
	定点当	3.36	1.56	2.50	1.00	11.60	4.25	1.00		1.50	1.33		5.50	2.50	6.20
感染性胃腸炎	実数	139	38	20		3	6	7				12		2	51
	定点当	2.53	2.38	5.00		0.60	0.75	3.50				6.00		1.00	10.20
水痘	実数	21	10	1		3	3			1		1		1	1
	定点当	0.38	0.63	0.25		0.60	0.38			0.50		0.50		0.50	0.20
手足口病	実数	12	1		1	3	6				1				
	定点当	0.22	0.06		0.50	0.60	0.75				0.33				
伝染性紅斑	実数	43	15	5		2					1				20
	定点当	0.78	0.94	1.25		0.40					0.33				4.00
突発性発疹	実数	12	5				1				2				4
	定点当	0.22	0.31				0.13				0.67				0.80
ヘルパンギーナ	実数														
	定点当														
流行性耳下腺炎	実数	1	1												
	定点当	0.02	0.06												
急性出血性結膜炎	実数	2				2									
	定点当	0.20				2.00									
流行性角結膜炎	実数	3	1	1		1									
	定点当	0.30	0.20	1.00		1.00									
細菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
無菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
マイコプラズマ肺炎	実数	17		3			5		5			2			2
	定点当	1.31		3.00			2.50		5.00			2.00			2.00
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数														
	定点当														
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数														
	定点当														

※新津は、新潟地域振興局管内(五泉市、阿賀町)

実数:指定届出機関(定点医療機関)からの患者報告の総数

定点当:実数を指定届出機関(定点医療機関)の総数で除したもの

警報発令**県内全域にインフルエンザの警報を発令しています**

～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和7年第3週（令和7年1月13日～令和7年1月19日）のインフルエンザの定点当たりの報告数は 22.72 と前週の 35.36 に比べ減少しました。
- 終息基準（定点当たり報告数10）を下回るまで警報を継続します。

【参考】

- 流行期入りの目安 定点当たり報告数 1
注意報の基準 定点当たり報告数 10
警報の基準 定点当たり報告数 30（警報終息の基準 10）
- 今シーズンで初めて、全県で流行期入り、注意報、警報基準を超えた週
流行期：2024(令和6)年第46週（11月11日～11月17日）：定点当たり 1.75
注意報：2024(令和6)年第50週（12月9日～12月15日）：定点当たり 10.34
警報：2024(令和6)年第52週（12月23日～12月29日）：定点当たり 38.08
- 直近のシーズンで初めて、全県で流行期入り、注意報、警報基準を超えた週
流行期：2023(令和5)年第38週（9月18日～9月24日）：定点当たり 2.35
注意報：2023(令和5)年第43週（10月23日～10月29日）：定点当たり 12.12
警報：2023(令和5)年第47週（11月20日～11月26日）：定点当たり 30.31

2 予防方法等

- 外出が必要な場合はマスクを着用し、人混みを避けてください。
- 具合が悪いときは外出を控え、イベント等への不参加を徹底しましょう。
- 発熱や咳などの症状がある方は、登校／出勤はしないようにしましょう。
- 外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
- バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
- 室内では、適度な湿度（50～60%）を保ってください
- 基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
- り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。

3 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、発症から5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

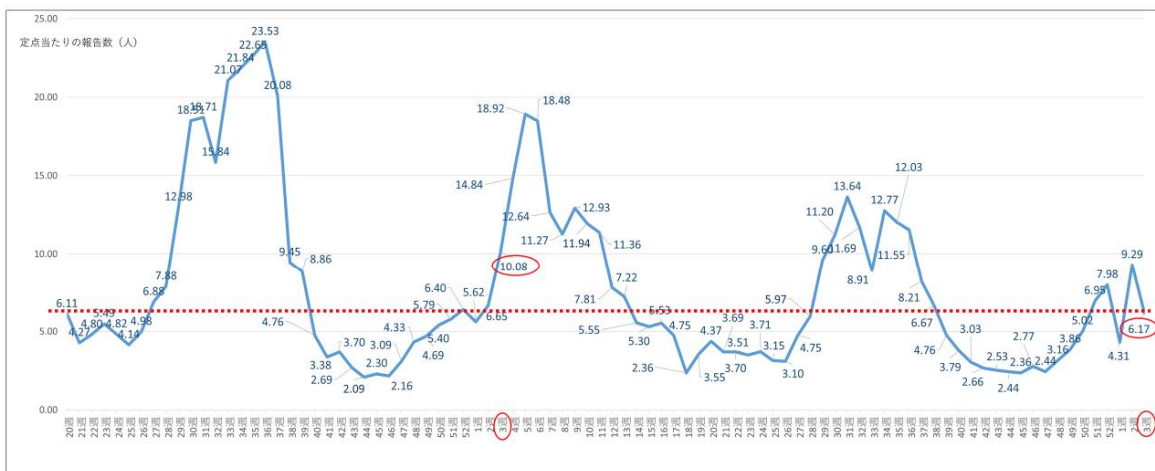
新型コロナウイルス感染症に注意しましょう。
 ～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和7年第3週（令和7年1月13日～令和7年1月19日）の新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数は 6.17 と前週の 9.29 に比べ減少しました。

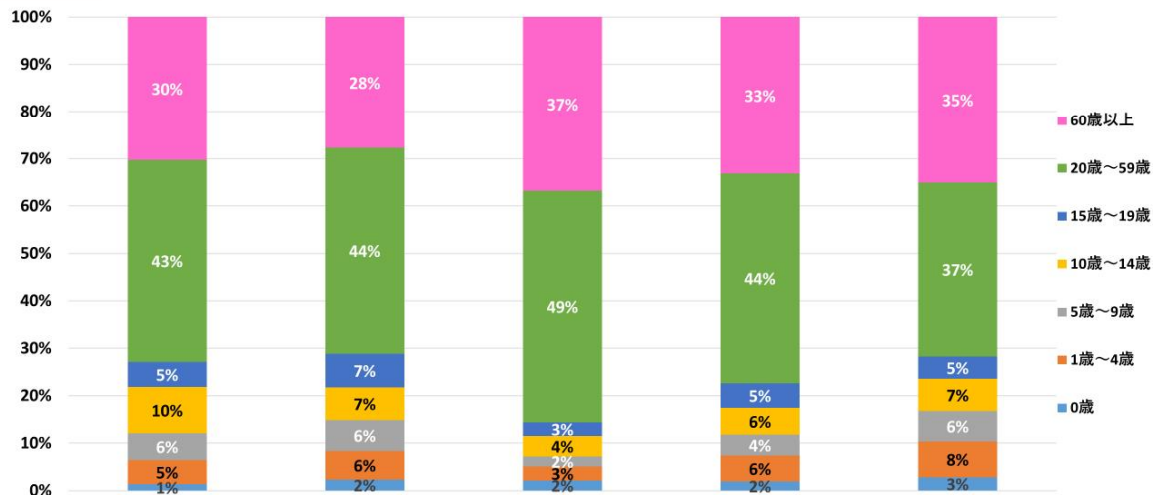
5類移行後の新型コロナ定点での定点当たり報告数



5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
令和5年								令和6年												令和7年

【新型コロナ】 定点当たり報告数・年代別の感染者割合の推移

期 間	12/16～12/22	12/23～12/29	12/30～1/5	1/6～1/12	1/13～1/19
定点における報告実数	605人	694人	375人	799人	531人
定点あたり報告数	6.95人	7.98人	4.31人	9.29人	6.17人



2 予防方法等

- 医療機関、薬局、高齢者施設等に行く時は、マスクの着用等の感染対策を行いましょよう。
- 体調不良時は療養を優先し、多くの人が集まる会合への出席等を控えましょよう。
- 発熱や咳などの症状がある方は、登校／出勤はしないようにましょよう。
- 外出からの帰宅後は手洗いを徹底してください。
- バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
- 二方向の窓を開放した換気を行いましょよう。
- 基礎疾患のある方、高齢者、妊婦・褥婦等は重症化のリスク因子とされていますので、予防には特に注意してください。

3 感染した場合に外出を控えることが推奨される期間

- 発症日（無症状の場合は検査をした日）を0日として5日間
- 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰やのどの痛み等の症状が軽快して24時間経過するまでは外出を控え様子を見ましょよう。

4 学校保健安全法における扱い

- 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。

5 参考

- 新潟県「新型コロナ感染症について」
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanyaku/corona-top.html>
- 厚生労働省「新型コロナ感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

マイコプラズマ肺炎について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和7年第3週（令和7年1月13日～令和7年1月19日）の定点当たり報告数は全県で 1.31 と前週の 1.38 に比べ減少しました。
- マイコプラズマ肺炎は1年を通してみられますが、秋冬にやや増加する傾向があります。全国的に例年に比べて週ごとの報告数が多いため、周囲の流行状況にご注意ください。

2 マイコプラズマ肺炎とは

- マイコプラズマ肺炎は、「肺炎マイコプラズマ」という細菌に感染することによって起こる呼吸器感染症です。発熱や全身の倦怠感（だるさ）、頭痛、咳などの症状が見られます。咳は少し遅れて始まることもあります。
- また、熱が下がった後も長期にわたって咳が続くのが特徴です。3～4週間程度続くことがあります。
- 多くは軽い症状で済みますが、一部の人は肺炎となり重症化することがあります。また、中耳炎、胸膜炎、心筋炎、髄膜炎などの合併症を併発することもあります。
- 小児や若い人の肺炎の原因として比較的多いものの一つです。例年、患者として報告されるもののうち約80%は14歳以下ですが、成人の報告もみられます。

3 予防方法

- 感染経路は主に飛沫感染や接触感染です。感染した人の咳のしぶき（飛沫）を吸い込んだり、患者と身近で接触したりすることで感染します。
 - 濃厚接触の機会が多い学校などの施設内や家庭での感染がみられますが、短時間の曝露（接触）による感染拡大の可能性はそれほど高くないと考えられています。
 - 感染してから発症するまでの潜伏期間は2～3週間ほどと言われています。感染予防のため、次のことに注意しましょう
- (1) うがい・手洗いなどはしっかりと行いましょう
 - (2) 感染した場合は家族間などでもタオルの共用は避けましょう
 - (3) 咳などの症状がある場合には、周囲に広げないために、マスクを着用するなどエチケットを心掛けましょう。
- 現時点で有効なワクチンはありません。

4 治療

- マイコプラズマ肺炎は、一般的には抗菌薬（抗生物質）で治療されます。
- 発熱や咳などの症状があったら早めに医療機関を受診しましょう。

5 学校保健安全法における扱い

- 学校保健安全法には明確に規定されていません。
- 登校登園については、医師の指示に従ってください。

6 参考

日本呼吸器学会等5学会「マイコプラズマ感染症（マイコプラズマ肺炎）急増にあたり、その対策について」

https://www.jrs.or.jp/activities/guidelines/file/mycoplasma_pneumoniae_statement_20241022.pdf

梅毒について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 梅毒とは

- 梅毒は、梅毒トレポネーマという病原菌によって起こされる性感染症です。この細菌は、主に性交渉中に感染部位と粘膜や皮膚が接触することにより、人から人へと感染します。
- 梅毒に感染すると、初期には感染がおきた部分（陰部、口唇部、口腔内、肛門部等）にしこりができます。数か月後には、リンパ腺が腫れる、手のひら・足の裏・体全体に赤い発しんが出ることがあります。
- 梅毒に感染している妊娠中の女性では、胎盤を通じて胎児に感染し、死産、早産、新生児死亡、奇形（先天梅毒）が起こることがあります。

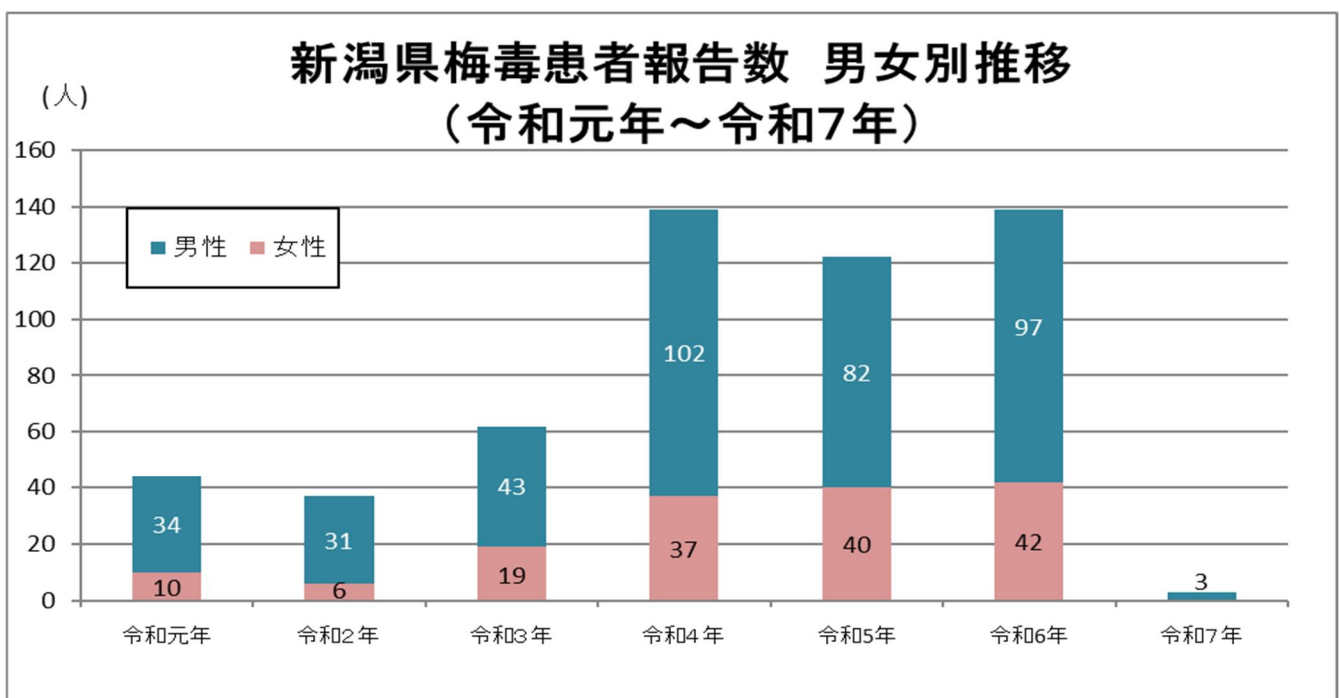
2 対応・予防方法

- 梅毒は早期の薬物治療で完治が可能ですが、診断の遅れから脳や心臓に合併症を起こすことがあります。そのため、特に陰部にいつもと違う分泌物、傷、発疹などが出現したときには、性交渉を控え、できるだけ早く医療機関を受診することが大切です。
なお、新潟県及び新潟市の保健所では梅毒の無料匿名検査を実施しています。
- 梅毒の感染を予防するには性交渉の際にコンドームを使用することが重要です。

3 届出状況

- 全国・新潟県ともに届出数が多い傾向が続いていますので、引き続き十分な注意が必要です。

届出数		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新潟県	計	62	139	122	139	3
	男性	43	102	82	97	3
	女性	19	37	40	42	0
全国	計	7,978	13,133	15,061	14,846	263
	男性	5,258	8,641	9,725	9,508	163
	女性	2,720	4,491	5,336	5,338	99
	不明	-	1	-	-	1



令和7年1月12日現在（保健所届出受理週で集計）

保健所・疾患・施設種別 感染症集団発生等報告数(第3週)

令和7年1月13日～令和7年1月19日

インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	11	1		1	7	10		1	2	3	2		3
老人福祉施設(施設数)	5		1	2		2							
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)											1		
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)													
老人福祉施設(施設数)	9	1	1					1	1		1		
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)								1					
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	1												
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)								1					1
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

※その他の感染症:風邪症状、発熱

○ 報告の要件

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合